(令和4年6月1日作成)

法 令 名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
根拠条項	第10条
処分の概要	計画認定事業者に対する改善命令
法令の定め	第10条 所管行政庁は、認定事業者が認定建替計画に従って建築物の建替えを行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	設定していない (理由)事例が少なく、当分の間該当する処分がないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課安全推進グループ(電話番号:011-204-5097)
問い合わせ先	同上
備考	

(令和4年6月1日作成)

法 令 名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
根拠条項	第11条第1項
処分の概要	計画認定の取消し
法令の定め	第11条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、建替計画の認定を取り消すことができる。
処 分 基 準	設定していない (理由)事例が少なく、当分の間該当する処分がないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課安全推進グループ(電話番号:011-204-5097)
問い合わせ先	同上
備考	

(令和4年6月1日作成)

法 令 名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年5月9日法律 第49号)
根拠条項	第13条第1項
処分の概要	延焼等危険建築物に対する除却勧告
法令の定め	(法令等の違反に対する措置) 第十三条 所管行政庁は、防災再開発促進地区の区域であって都市計画法第八条第一項第五号 の防火地域(以下単に「防火地域」という。)、同号 の準防火地域(以下単に「準防火地域」という。)又は第三十二条第一項 の防災街区整備地区計画の区域(同条第二項第二号 に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号 に規定する防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち建築物の構造に関し準防火地域における建築物の構造に関する防火上の制限と同等以上の防火上の制限が定められており、かつ、建築基準法第六十八条の二第一項 の規定に基づく条例でこの制限が定められているものに限る。)が定められているもの(第五項において「特定防火地域等」という。)の内にある老朽化した木造の建築物で次に掲げる条件に該当するもの(以下「延焼等危険建築物」という。)の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該延焼等危険建築物を除却すべきことを勧告することができる。
処 分 基 準	設定しない (理由)現在北海道においてこの制度を使用していない(防災再開発促進地区 を設定していない)。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課安全推進グループ (電話番号:011-204-5097)
問い合わせ先	同上
備考	

(平成24年10月1日作成)

問い合わせ先備考	同上
処分担当課	建設部住宅局建築指導課安全推進グループ(電話番号:011-204-5097)
処 分 基 準	設定しない (理由) 当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
法令の定め	(法令等の違反に対する措置) 第107条 都道府県知事は、第百五条の規定による報告を求めた場合又は前条の規定による検査を行った場合において、その計画整備組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その計画整備組合に対し、期間を定めて、必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。 2 都道府県知事は、計画整備組合が前項の規定による命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。
処分の概要	防災街区整備組合の法令等の違反に対する措置命令
根 拠 条 項	第107条 第1項
法 令 名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年5月9日法律 第49号)

(平成24年10月1日作成)

法 令 名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成9年5月9日法律第49号)
根拠条項	第107条 第2項
処分の概要	防災街区整備組合に対する業務停止命令等
法令の定め	(法令等の違反に対する措置) 第107条 2 都道府県知事は、計画整備組合が前項の規定による命令に従わないとき は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずるこ とができる。
処 分 基 準	設定しない (理由) 当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課安全推進グループ(電話番号:011-204-5097)
問い合わせ先	同上
備考	

(平成24年10月1日作成)

法 令 名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成9年5月9日法律第49号)
根 拠 条 項	第108条
処分の概要	防災街区整備組合の解散命令
法令の定め	(解散命令) 第108条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該計画整備組合の解散を命ずることができる。 一 計画整備組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 二 計画整備組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から二年を経過してもなお第四十五条第一項に規定する事業を開始せず、又は一年以上すべての事業を停止したとき。 三 計画整備組合が法令に違反した場合において、都道府県知事が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
処 分 基 準	設定しない (理由) 当該不利益処分の事例がこれまでにないことから、不利益処分の個々の事例により判断すべき内容の有無について把握ができないが、法令により不利益処分の具体的な適用については明らかなことから、改めて処分基準を設定することを要しないと判断する。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課安全推進グループ(電話番号:011-204-5097)
問い合わせ先	同上
備考	